

「松山市中高層建築物の建築に関する指導要綱の一部を改正する要綱が公布されました。」

令和8年7月15日

松山市 開発建築部 建築指導課

1. 改正理由

近年、本市においても急速に進む少子高齢化や葬祭ニーズの変化に伴い、葬祭場やエンバーミング施設、遺体保管所の設置に関し、近隣住民とトラブルに発展しやすくなっていることから、これらの施設を特定用途建築物として本要綱の対象建築物に追加し、近隣住民へ早期の計画周知の実施を義務付ける改正を行います。

2. 主な改正内容

※中高層建築物については従来通りの手続きになります。

① 要綱の名称

改正前:「松山市中高層建築物の建築に関する指導要綱」

改正後:「松山市中高層建築物及び特定用途建築物の建築に関する指導要綱」

② 要綱の対象建築物に「特定用途建築物」を追加

・特定用途建築物:葬祭場、エンバーミング施設、遺体保管所

③ 建築の定義

・新築、増築、改築のほかに特定用途建築物については「用途変更」も要綱の対象

④ 近隣住民への説明範囲を追加

・特定用途建築物の敷地の境界線から50mの範囲内の近隣住民及び町内会長への事前説明、その後市への報告を義務化

⑤ 近隣住民への説明内容を追加

・特定用途建築物については建築及び管理運営等に関すること並びに設置に伴う周辺環境に及ぼす影響及びその対策について説明

3. 施行日

令和8年10月15日

※施行日以降に確認申請を提出するもの(確認申請が不要な場合は工事を開始するもの)が要綱の対象になります。



▲最新の情報はこちらから

【お問い合わせ先】

松山市開発建築部

建築指導課 建築物審査係

TEL:089-948-6511 FAX:089-934-0640

E-mail: kenchikus.otoiawase@city.matsuyama.ehime.jp